

学校経営のポイント

## “教育基本法改正案”審議に注目したい

若井 彌一

5月の連休が終わり、予想より若干の遅れはあったものの、国会では教育基本法改正案の審議が開始された。

### 政府・与党案は現行法の改良版

教育基本法の改正など、学校の日々の実践や経営とはほとんど関係のない「雲の上の話」と思っている読者もおられよう。筆者自身、もっと緊急性のある著作権法の運用問題を取り上げるべきかと迷ったくらいであるが、やはり、ここで一度、教育基本法の改正に関連した内容で述べておく必要があるとの判断に落ち着いた。

政府・与党の改正案（文科省のHPで読むことができる）は、現行の教育基本法の条文を生かしながら、必要と思われる内容事項を追加したものとなっている。現行法が、前文、本則 11 カ条、附則で構成されているのに対し、改正法案は、前文、本則 18 カ条、附則で構成されている。

追加された諸条項は、生涯学習の理念（第 3 条）、大学（第 7 条）、私立学校（第 8 条）、教員（第 9 条）、家庭教育（第 10 条）、幼児期の教育（第 11 条）、教育振興基本計画（第 17 条）である。

現行の規定が一部改められた条規としては、第 2 条の「教育の目標」（現行第 2 条 教育の方針）がある。改正法案では、「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」として、5つの目標を示し、第 5 号では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」としている。

いわゆる「愛国心」の扱い方については、自民党と公明党間で長期に及んで慎重に調整を重ねたことが新聞等の報道では強調されている。

5月 15 日付けで、民主党が対案として「日本国教育基本法案」を公表した。構成は、前文、本則 21 カ条、附則というものである。いわゆる「愛国心」に関しては、前文で「同時に、日本を愛する心を涵養し」と直截な表現をとっている。

### 民主党案では、より広範な目配り

本則の条文見出しで注目されるのは、第 2 条 学ぶ権利の保障、第 3 条 適切かつ最善な教育機会・環境の確保・整備、第 11 条 地域における教育、第 13 条 特別な状況に応じた教育、第 16 条 生命・宗教に関する教育、第 17 条 情報文化社会に関する教育、第 20 条 教育財政、である。

全体としてみれば、政府・与党案と部分的に重なる内容・趣旨の規定も多いが、広角的に目配りの利いた構成になっている点、また現行の教育行政と学校制度等を政府・与党案よりも大胆に変革することを想定している点（たとえば、高等教育の利用機会の拡大（第 8 条）、何人にも建学の自由を認める（第 9 条）、地方公共団体による教育行政に関する民主的な組織の整備（第 18 条）、国・地方公共団体に対する教育振興計画関係予算の安定的確保の義務づけ（第 20 条）など）が特徴的である。関係法令の改正の検討も必要である。

拙速な審議や多数決の強行を避け、基本法の改正にふさわしい深まりのある審議になることを切望し、審議の展開を注視したい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任）

●最新刊●好評発売中！ 新年度の必備研修図書 A5判 240頁・定価 2310円 教育開発研究所・刊  
長谷川元洋（金城学院大学助教授）【編】 安保和幸（弁護士）【法律監修】

間違いだらけの個人情報保護対策！ 法的視点をふまえ事例と図解で整理！

## 『どう対処する！ 校長・教頭のための個人情報保護対策』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24 時間受付・即日発送）